報告資料３

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

整備基準等の改正について

１．背景

本条例施行規則は、バリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障害者等の社会参加を図る上で有効であるが、共生社会づくり対する社会環境の変化等を踏まえ、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう改正等を行うこととした。

２．改正の視点

条例見直し検討会議での検討事項や、国方針や基準改正等に伴い検討が必要な項目、障害等当事者及び団体、適合審査の窓口である特定行政庁からの意見等を整理したうえ、次の点も考慮して改正項目の検討を行った。

・利用者、事業者双方にとってわかりやすいものであるか

・利用者に対し必要な配慮を欠いていないか

・事業者に対し過度の負担を課していないか

４．整備基準の改正について

(１)改正内容

ア　便所の機能分散化

便所の規定に関し、様々な機能が一箇所に集中することによる利用競合の防止や適正利用を推進する観点から、現行の「みんなのトイレ」内の機能について、便所内で分散又は組み合わせた配置を可能とする規定に見直しを行う。

また、「みんなのトイレ」に係る記述を削除する。

（※）施設規模や利用者の態様等に応じ、様々な便房の組み合わせが考えられるため、整備にあたっての考え方や整備例などをガイドラインで整理して記述することで、事業者の実践を後押しする。

イ　乳幼児用設備(ベビーベッド、乳幼児用椅子、授乳室)の基準の遵守規定への引上げ

妊婦や乳幼児連れでも外出しやすい環境整備を図るため、乳幼児を連れての長時間の利用が見込まれる施設(官公庁施設（事務所の用に供するものに限る。以下(3)において同じ。）、教育文化施設（学校等を除く。以下同じ。）等)のうち用途面積が1,000㎡以上のものについて、乳幼児用設備の設置を現行の努力規定から遵守規定に引き上げる。

ウ　介助用大型ベッド(ユニバーサルシート)の整備基準化

介助を必要とする高齢者や障害者等が外出しやすい環境整備を図るため、外出時における移動の起点となる施設（官公庁施設、教育文化施設等）や長時間の滞在が見込まれる施設（商業施設、運動施設、公園等）のうち用途面積が一定規模以上のものについて、介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、シートの長さが120cm以上のものをいう。）の設置を新たに努力規定として追加する。

また、より快適に利用できる介助用大型ベッドの仕様として、「シートの長さ150～180cm程度、横幅60～80cm程度」のものを「望ましい水準」としてガイドラインに記述する。

エ　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の基準の見直し

情報提供の重要性や当事者団体からのヒアリング意見等も踏まえ、聴覚障害者が施設を安全かつ円滑な利用できるよう、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の利用に供する客席を設けている官公庁施設、教育文化施設等のうち用途面積が1,000㎡以上のものについて、難聴者の聴力を補う設備の設置を現行の努力規定から遵守規定に引き上げる。また、現在努力規定が設定されていない公共的施設についても、同設備の設置を新たに努力規定として追加する。

更に、利用者の案内や呼び出しのための窓口等を設ける場合であって、現在遵守規定となっている施設（医療施設、商業施設）以外のものについて、窓口に文字による情報を表示する設備の設置を新たに努力規定として追加する。

また、利用者の利用に供する会議室を設ける場合であって、現在遵守規定となっている施設（官公庁施設、教育文化施設等）以外のものについて、スクリーン等及び当該設備に文字を映し出せる機器の設置を新たに努力規定として追加する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備基準の規定 | 整備基準（遵守義務） | 整備基準（努力義務） | ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(望ましい水準) |
| (1)文字情報表示設備(窓口設置の場合) | ・医療施設（無床診療所を除く）・金融機関等 | ― | その他公共的施設 |
| (2)文字表示設備(貸会議室設置の場合) | ・官公庁施設・教育文化施設（図書館、集会場等）等 | ― | その他公共的施設 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 整備基準の規定 | 整備基準（遵守義務） | 整備基準（努力義務） | ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(望ましい水準) |
| (3)難聴者の聴力を補う設備(客席設置の場合) | ―1,000㎡以上 | ・官公庁施設・教育文化施設・運動施設 等 | その他公共的施設 |

オ　施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画

利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映したバリアフリー対応を行うため、国や地方公共団体が整備する公共的施設について、施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画を新たに努力規定として追加する。

また、その他の公共的施設についても、施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画を「望ましい水準」としてガイドラインに記述する

カ　その他（関係法令の改正に伴う規定の整理）

(ア)博物館に相当する施設（博物館法 関係）

　博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを受け、博物館の設置主体の多様化と適正な運営を確保するため、引用されるべき博物館法の条文が改正されたことから整理を行う。

(イ)こども家庭センター（児童福祉法・母子保健法 関係）

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護を図る児童福祉施策を推進するため、児童福祉法及び母子保健法が改正されたことを受け、新たに「こども家庭センター」を公共的施設として位置付け、「母子健康包括支援センター」に係る規定を削除する。

(ウ)女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・売春防止法 関係）

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の改正がされたことを受け、新たに「女性自立支援施設」を公共的施設として位置付け、「婦人保護施設」に係る規定を削除する。

(２)施行時期

事業者に対する周知期間を確保するため、施行日は令和６年10月１日とする。

ただし、カ(ア)の規定は交付日（令和６年３月29日（予定））に、（イ）及び（ウ）の規定は令和６年４月１日から施行する。